

富山県障害者計画（第5次）

令和6年3月
富山県

「とやま型地域共生社会」の構築を目指して

富山県では、これまで、「富山県障害者計画（第4次）」（計画期間：2019（平成31）年度～2023（令和5）年度）に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国においては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、様々な障害者施策の取組みが進められています。

また、近年の新型コロナウイルスの流行や自然災害発生時の障害のある人の支援のほか、障害の重度化・重複化、医療的ケア、「親亡き後」の問題などのさまざまな課題への適切な対応が求められています。

こうしたことから、県では、富山県における障害者施策の一層の推進を図るため、新たな「富山県障害者計画（第5次）」（計画期間：2024（令和6）年度～2029（令和11）年度）を策定しました。

この計画では、「とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備」「質の高い保健・医療体制の充実」、「個々のニーズに応じた福祉サービスの充実」、「個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実」を施策の柱として、各種取組みや数値目標を拡充したところであり、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野と密接に連携しながら、きめ細かな施策を展開することとしています。

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが“ウェルビーイング”を実感できる「とやま型地域共生社会」の実現に向け、市町村や各事業者、関係機関、企業・団体等と連携し取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にお力添えいただきました富山県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの県民の皆様から感謝申し上げます。

令和6年3月

富山県知事 新田 八朗

目 次

第1編 計画の基本的な考え方	1
第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 計画策定の背景.....	4
1 障害者の現状.....	4
2 障害のある人を取り巻く現状と課題.....	12
第3章 基本的な考え方.....	14
1 基本理念.....	14
2 障害者の概念.....	14
3 基本的視点.....	14
4 施策の体系.....	15
第2編 計画の内容	16
I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備.....	16
1 障害及び障害のある人に対する理解の促進.....	16
(1) 啓発・広報活動の推進.....	16
(2) 福祉教育の推進.....	17
(3) 地域における交流の促進と県民の参加.....	18
(4) ボランティア活動の推進.....	18
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	20
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進.....	20
(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止.....	21
3 コミュニケーション支援体制の確立.....	24
(1) 情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進.....	24
(2) 情報アクセシビリティの向上.....	24
(3) 意思疎通支援の充実.....	25
4 住みよい生活環境の整備.....	28
(1) 暮らしやすい住まいの整備.....	28
(2) 人にやさしいまちづくりの整備.....	28
(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備.....	29
(4) ユニバーサルデザインの普及.....	29

5	安心して暮らせるまちづくりの推進	30
(1)	交通安全対策の充実	30
(2)	防災対策の推進	30
(3)	防犯対策の推進	31
(4)	感染症対策の推進	31
(5)	消費者トラブルの防止	32
II	質の高い保健・医療体制の充実	33
1	保健・医療施策の充実	33
(1)	障害の原因となる疾病の予防・早期発見	33
(2)	保健・医療体制の充実	34
(3)	リハビリテーション提供体制の充実	35
(4)	精神保健・医療施策の推進	38
(5)	保健・医療を支える人材の育成・確保	39
III	個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実	40
1	相談支援体制の整備	40
(1)	自己決定の尊重及び意思決定の支援	40
(2)	地域における相談支援体制の充実	40
(3)	専門的な相談支援体制の充実	41
2	地域生活を支援する障害福祉サービスの充実	44
(1)	在宅サービス等の充実	45
(2)	障害特性等への対応	49
3	障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用	52
(1)	施設整備の基本的な考え方	52
(2)	施設機能の充実と地域生活支援への活用	52
4	質の高い障害福祉サービスの提供	54
(1)	障害福祉サービスの質の向上	54
(2)	障害福祉人材の育成・確保	54
IV	個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実	58
1	障害のある子どもの教育・育成の充実	58
(1)	地域療育体制の整備	58
(2)	インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	61
(3)	一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進	62
2	雇用・就労の促進	63
(1)	障害者雇用の促進、就労支援	63

(2) 一般就労が困難な障害者に対する支援の充実	65
3 社会参加活動の推進	67
(1) スポーツ活動の振興	67
(2) 文化芸術活動等の振興	67
(3) 社会参加促進事業の推進	68
第3編 計画の推進体制	69
1 障害保健福祉圏域	69
2 施策の推進体制	70
(1) 県民の役割	70
(2) 事業者、各種団体の役割	70
(3) 行政の役割	70
3 計画の進行管理	70
(別表1) 計画に関する指標と数値目標	71
(別表2) 富山県障害者計画の施策体系	74
(参考資料)	75
1 策定経緯	76
2 富山県障害者施策推進協議会条例	77
3 富山県障害者施策推進協議会委員名簿	78
4 関係条例	79
障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	
富山県手話言語条例	
5 用語集	85